

三重県 熊野参詣道 保全マニュアル

三重県教育委員会

2019. 3発行

2023. 6改訂

2025. 5改訂

目次

1	目的	3
2	世界遺産登録範囲（国史跡指定範囲）と法規制について	3
①	コンポーネントパーツ（プロパティ／コア・ゾーン）	4
②	バッファ・ゾーン	4
③	未指定区間	4
3	各行為の取扱いについて	4
4	保全活動にかかる記録	5
Q&A	こんな時にはどうしよう？	6
	（見回り）	6
Q 1	大雨のあと、路肩が大きく崩れている場所を発見した。	6
	（土の流出・流入）	6
Q 2	コンポーネントパーツの参詣道が雨で削れてくぼんだので土を入りたい。	6
Q 3	コンポーネントパーツの参詣道に流れ込み、石畳を覆った土を撤去したい。	6
	（流出防止板等の設置）	6
Q 4	コンポーネントパーツの参詣道が雨で削れたので、土砂流出防止板を設置したい。	6
	（石畳の修理）	6
Q 5	コンポーネントパーツの参詣道で石畳や石段の外れた石をモルタルで固定したい。	6
Q 6	コンポーネントパーツの参詣道で石畳や石段の外れた石を元の位置に戻したい。	6
	（路肩崩れ・橋の腐朽）	7
Q 7	コンポーネントパーツの参詣道で、道の路肩が崩れているので土留柵を設置したい。	7
Q 8	コンポーネントパーツの木橋が腐っているので、交換したい。	7
	（危険個所対応）	7
Q 9	コンポーネントパーツの参詣道で、危険個所に柵を設置したい。	7
Q 10	コンポーネントパーツの参詣道で、危険個所にロープを設置したい。	7
	（案内板、道標、ベンチ）	7
Q 11	コンポーネントパーツに立っている案内板が腐食しているので、交換したい。	7
Q 12	コンポーネントパーツの参詣道に新たな道標を設置したい。	7
Q 13	コンポーネントパーツの参詣道に丸太を切っただけのベンチを設置したい。	7
Q 14	バッファ・ゾーンに休憩用の「あずまや」を設置したい。	7
	（雑草や樹木の整理）	8
Q 15	コンポーネントパーツの参詣道で、除草作業を行いたい。	8
Q 16	コンポーネントパーツの参詣道に生えている樹木の枝打ちを行いたい。	8

Q 1 7	コンポーネントパーツの参詣道で倒木があったので撤去したい。.....	8
Q 1 8	バッファ・ゾーンの樹木が見苦しいので伐採したい。.....	8
	(未指定区間の取り扱い)	8
Q 1 9	未指定区間で、清掃活動を行いたい。.....	8
Q 2 0	未指定区間で、休憩用の「あずまや」を設置したい。.....	8

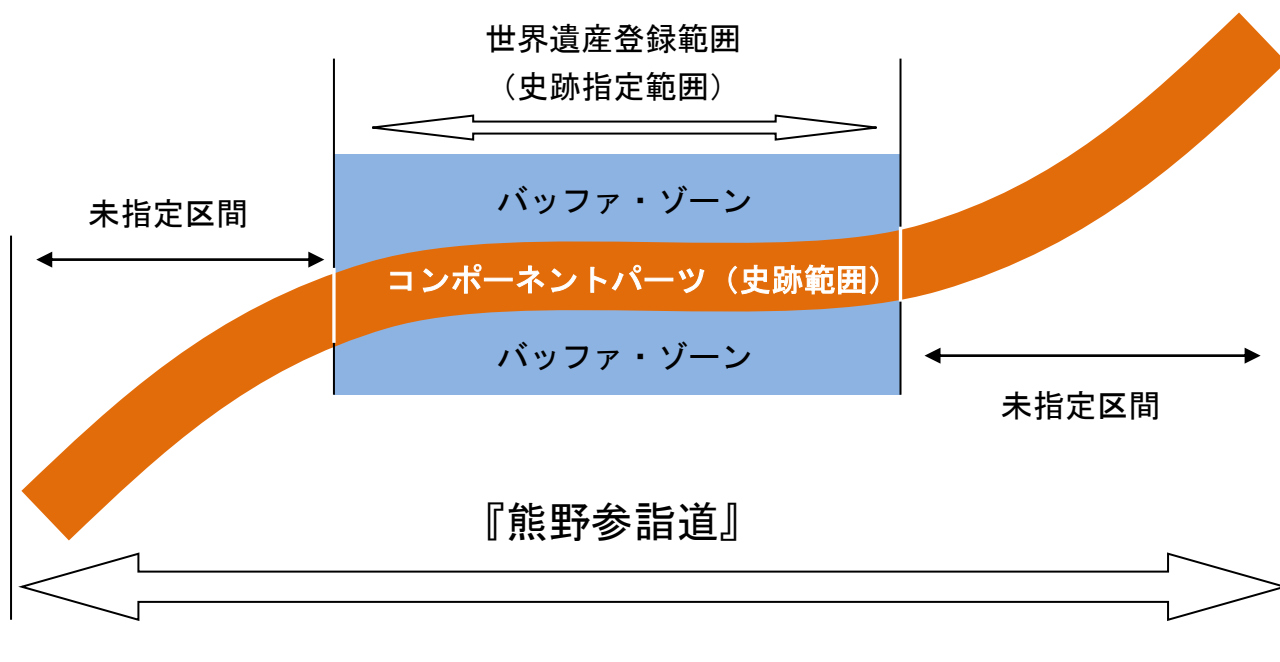
1 目的

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊半島に所在する神道、仏教、修験道などの霊場と、それらを結ぶ参詣道が、聖なる山の東アジアにおける典型例として評価され、世界遺産に登録されたものです。また、霊場および参詣道を取り巻く森林も聖なる山を構成する要素として重要な要素であり、それらは一体となって文化的景観を形成しています。さらに、こうした文化的伝統が今日もなお、継続している点も評価されています。

この「熊野参詣道 保全マニュアル」は、これまで残されてきた「道」および周辺の景観が、良好な状態で受け継がれることを目的として、日常の維持管理や保全についてのガイドラインとして作成したものです。

2 世界遺産登録範囲（国史跡指定範囲）と法規制について

熊野参詣道伊勢路は、伊勢神宮から熊野三山へいたるルート全体を指しますが、その中には、世界遺産に登録されている（史跡等に指定されている）範囲（コンポーネントパーツ）、またそれらを守るための緩衝地帯（バッファ・ゾーン）、いずれにも指定されていない区間（未指定区間）があります。それぞれ、法や条例等の規制が存在します。



① コンポーネントパーツ（プロパティ／コア・ゾーン）

世界遺産登録範囲であり、国の史跡指定範囲です。

概ね道の範囲が対象で、道以外では、鬼が城、獅子巖、花の窟が対象です。

何か事業を実施する場合は、文化財保護法に基づく協議や許可が必要です。

② バッファ・ゾーン

世界遺産登録部分を保全するための緩衝地帯です。

峠道の場合、コンポーネントパーツの両側概ね50mの範囲です。七里御浜、熊野川、鬼が城、獅子巖、花の窟は、それぞれ範囲が設定されています。

バッファ・ゾーンを規制する法律は、場所ごとに異なります。

バッファ・ゾーンを規制する法律や条令としては、市町の熊野参詣道伊勢路景観保護条例、森林法、港湾法、海岸法、国有林野の管理経営に関する法律、自然公園法、三重県立自然公園条例、河川法、三重県景観条例があり、それぞれの法律・条令で保護されています。

☆ どの場所にどのような法律・条令の規制があるか ⇒ 保存管理計画 P28

・コンポーネントパーツに影響を与える可能性のある事業については、文化庁との協議が必要になります。

③ 未指定区間

上記以外の区間です。

三重県景観計画や熊野川流域景観計画に基づき、歴史的町並みや集落、文化財等に近接する地域では、建物や工作物を設置する際は、周辺の連続性に配慮した配置や外観、素材を使用することが求められています。

※この他、自然公園法、森林法、海岸法、河川法など各種法令に基づく許可・届出が必要な場合があります。

※文化財保護法・熊野参詣道伊勢路景観保護条例に関する窓口は、世界遺産のある市町の教育委員会になります。

※②バッファゾーンと③未指定区間の場合、三重県遺産影響評価審査会による審査の対象となる場合があります。世界遺産のある市町の教育委員会や県の教育委員会などにご相談ください。

3 各行為の取扱いについて

熊野参詣道において何か工事や事業を行う場合には、コンポーネントパーツ、バッファ・ゾーン、未指定区間でそれぞれ規制の内容が異なります。

コンポーネントパーツの参詣道については、現状保存が前提となり、日常的な維持管理の行為や参詣道の修復や整備・活用のための行為以外の現状変更は認められていません。

また、参詣道の修復や整備・活用のための行為についても、史跡および周辺の景観と調和したものである必要があります。したがって、アスファルト舗装やコンクリート階段の設置

など、景観にそぐわない整備は許可されない場合があります。

4 保全活動にかかる記録

参詣道を適切に保全するためには、本来の状況や修復・整備後の状況を記録し、後世に伝えていく必要があります。そのため、保全活動を行った場合は世界遺産のある市町の教育委員会に連絡するとともに、必要に応じて保全活動カルテを作成してください。

また、市町の教育委員会においては、参詣道の状況を適切に把握するために、保全台帳を作成し、保全団体と情報を共有してください。

○保全活動カルテ

保全団体は、日常的な維持管理等を実施した際は、世界遺産のある市町の教育委員会に連絡をお願いします。また、参詣道の修復や工作物の修繕等を実施した場合は、保全活動カルテに必要事項を記入のうえ、市町の教育委員会に提出してください。

- ・実施位置（地図もしくは道標番号）
- ・実施内容
- ・修復等を実施した場合は、実施前・後の写真

○保全台帳

市町の教育委員会は、参詣道ごとに保全台帳を作成し、保全活動カルテを保存してください。また、カルテや文化財パトロール、市町の調査等に基づき、台帳に必要事項を記載し、保全団体と情報の共有をお願いします。

- ・保全活動の記録
- ・現状変更の記録
- ・修繕の必要がある箇所

<用語解説>

世界遺産とは？

世界遺産とは、文化財や自然など人類が共有すべき貴重な遺産のことで、世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）に基づき世界遺産リストに登録されています。世界遺産は、コンポーネントパーツとバッファ・ゾーンで構成されます。

コンポーネントパーツとは？

世界遺産に登録されている範囲を「コンポーネントパーツ」といいます。また、世界遺産の登録範囲は、文化財保護法に基づき、「熊野参詣道」として、国の「史跡」にも指定されています。これまでは、プロパティやコア・ゾーンと呼んでいました。

バッファ・ゾーンとは？

世界遺産を守るための緩衝地帯を「バッファ・ゾーン」といいます。

史跡とは？

史跡は、歴史的、学術的に価値の高いとされる場所で、国や自治体によって指定され、保護されています。熊野参詣道も世界遺産に登録される前提として、国の史跡に指定されています。

遺産影響評価とは？

コンポーネントパーツやバッファゾーンに留まらず、世界遺産の周辺環境に影響を与えるような開発事業が計画された場合、負の影響を軽減するため、地域住民を含む幅広い関係者の間で合意形成を図るために実施します。

Q & A こんな時にはどうしよう？

（見回り）

Q 1 大雨のあと、路肩が大きく崩れている場所を発見した。

A 1 すぐに、市町教育委員会へ連絡してください。その際、道のどのあたりの位置かをお伝えいただくと早いです。

（土の流出・流入）

Q 2 コンポーネントパーツの参詣道が雨で削れてくぼんだので土を入れたい。

A 2 流出した土砂の補充は日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。なお、作業をした時には、保全カルテを作成し、市町教育委員会へ提出してください。

Q 3 コンポーネントパーツの参詣道に流れ込み、石畳を覆った土を撤去したい。

A 3 流入した土砂の撤去は日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。なお、作業をした時には、保全カルテを作成し、市町教育委員会へ提出してください。

（流出防止板等の設置）

Q 4 コンポーネントパーツの参詣道が雨で削れたので、土砂流出防止板を設置したい。

A 4 板や杭を設置するのは、大きさや個所数によって、文化庁と事前協議が必要な場合があります。まず、市町教育委員会へ相談して下さい。

（石畳の修理）

Q 5 コンポーネントパーツの参詣道で石畳や石段の外れた石をモルタルで固定したい。

A 5 モルタルを使用して修理することはできません。伝統的な工法での修理を検討してください。

Q 6 コンポーネントパーツの参詣道で石畳や石段の外れた石を元の位置に戻したい。

A 6 外れた石を元の位置に戻すだけなら、日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。なお、作業をした時には、保全カルテを作成し、市町教育委員会へ提出してください。

(路肩崩れ・橋の腐朽)

Q 7 コンポーネントパーツの参詣道で、道の路肩が崩れているので土留柵を設置したい。

A 7 設置位置や設置延長、工法、デザインについては、事前に協議のうえ、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。市町教育委員会へ相談して下さい。

Q 8 コンポーネントパーツの木橋が腐っているので、交換したい。

A 8 同じものに交換するのは可能ですが、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。なお、きわめて簡易な橋（丸太橋等）であれば、許可の手続きが不要な場合もありますので、市町教育委員会へ相談してください。

(危険個所対応)

Q 9 コンポーネントパーツの参詣道で、危険個所に柵を設置したい。

A 9 設置位置や設置延長、デザインについては、事前に協議のうえ、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。市町教育委員会へ相談して下さい。

Q 10 コンポーネントパーツの参詣道で、危険個所にロープを設置したい。

A 10 ロープの設置は日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。なお、作業をした時には、保全カルテを作成し、市町教育委員会へ提出してください。

(案内板、道標、ベンチ)

Q 11 コンポーネントパーツに立っている案内板が腐食しているので、交換したい。

A 11 基礎を掘削して交換する場合は、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。基礎を交換しない場合で同じものに交換するのであれば許可手続きは不要です。ちなみに、案内板のデザインは、熊野古道協働会議が2023年に発行した「熊野古道伊勢路 案内等表記ガイドライン」で定められていますので、参照して下さい。<https://www.pref.mie.lg.jp/HKISHU/HP/m0012800075.htm> からダウンロードできます。

Q 12 コンポーネントパーツの参詣道に新たな道標を設置したい。

A 12 設置位置や設置個数、デザインについては、事前に協議のうえ、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。市町教育委員会へ相談して下さい。

Q 13 コンポーネントパーツの参詣道に丸太を切っただけのベンチを設置したい。

A 13 地下を掘削しないベンチを設置する場合は、設置位置や設置個数、デザインについては、事前に協議のうえ、文化財保護法に基づく現状変更許可手続きが必要です。市町教育委員会へ相談して下さい。

Q 14 バッファ・ゾーンに休憩用の「あずまや」を設置したい。

A 14 バッファ・ゾーンは大半が民有地ですので、設置するためには所有者の同意が必要です。また、バッファ・ゾーンには、市町景観保護条例をはじめ、様々な規制がありますから、これらすべての許可等の手続きが必要です。まずは市町教育委員会へ相談してください。

（雑草や樹木の整理）

Q 1 5 コンポーネントパーツの参詣道で、除草作業を行いたい。

A 1 5 除草作業は、日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。

Q 1 6 コンポーネントパーツの参詣道に生えている樹木の枝打ちを行いたい。

A 1 6 樹木の枝打ちは、日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。

Q 1 7 コンポーネントパーツの参詣道で倒木があったので撤去したい。

A 1 7 倒木の撤去は、日常の維持管理とみなせるので、許可手続きが不要です。また、倒木の処理が困難な場合には、市町教育委員会へ相談してください。なお、作業をした時には、保全カルテを作成し、市町教育委員会へ提出してください。

Q 1 8 バッファ・ゾーンの樹木が見苦しいので伐採したい。

A 1 8 バッファ・ゾーンは大半が民有地ですので、自由に伐採することはできません。伐採が必要な場合は、市町教育委員会へ相談してください。

（未指定区間の取り扱い）

Q 1 9 未指定区間で、清掃活動を行いたい。

A 1 9 世界遺産としての手続きは必要ありません。

Q 2 0 未指定区間で、休憩用の「あずまや」を設置したい。

A 2 0 文化財保護法上の許可・届出は必要ありません。なお、県が定めた景観計画（※）によって、周辺の景観に配慮した配置や外観、素材を使用することが求められています。

※「三重県景観計画」および「熊野川流域景観保護計画」